

吉備中央町社会福祉協議会における虐待防止のための指針

令和6年4月1日制定

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会

適用事業所

- ・介護保険事業所（やすらぎ通所介護、訪問介護、居宅介護）
- ・障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、特定相談支援事業）
- ・ふれあい荘
- ・しらさぎ事業所（地域福祉係、総務係）

【本指針の目的】

この指針は、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会が運営する事業における虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とします。

1. 施設における虐待防止に関する基本的考え

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資するために、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

1. 身体的虐待

利用者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由無く利用者の身体を拘束すること。

2. 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、又はその他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会、その他施設内の組織に関する事項について

- ① 本会では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置します。当委員会は、「身体的拘束等適正化委員会」と一体的に行います。
- ② 当委員会の運営責任者は事務局長とし、「虐待防止マネージャー」（以下「マネージャー」という。）として、各事業所の代表者（管理者）及び、サービス提供責任者、法人苦情受付担当者とします。
- ③ 当委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- ④ 当委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- ⑤ 当委員会は、定期的に関催し各事業所の取り組みの状況を共有します。また、虐待事案が発生した場合は、随時運営責任者が招集します。
- ⑥ 当委員会の議題は、運営責任者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ・ 当委員会、その他施設内の組織に関すること
 - ・ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ・ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該法人における指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 権利擁護事業／成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- ③ 年2回以上実施します。また、新規採用者には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- ④ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等記録し、紙または電磁的記録等により保存します。

4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② また、緊急性の高い事実の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、マネージャーに報告します。虐待者がマネージャー本人であった場合は、他の上席者に相談します。
- ② マネージャー等は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等から相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者がマネージャーの場合は、他の上席者が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待が発生した経緯等を踏まえ、当委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。
- ⑥ 施設内で虐待発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ① 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。又、当事業所 HP において、いつでも閲覧可能な状態とします。

7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- ① 3. に求める研修会のほか、老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質を低下されないよう常に研鑽をはかります。